

# 先進農業者活用授業推進事業実施要領

公益社団法人みやぎ農業振興公社

## 第1（目的）

公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）は、業務方法書第10条に基づいて、農業・農村の社会的重要性や農村環境の良さを、県内農業高校生に理解してもらい、就農意欲の向上を図るため、農業関連高校が県内の農業者を活用して行う授業の経費の一部を助成する。

## 第2（対象組織）

県内農業関連高等学校

## 第3（対象事業）

農業・農村の理解を深めるため、県内の先進農業者を講師として実施する授業であり、農業生産現場への視察授業も対象とする。

## 第4（助成対象経費及び限度額）

公社が助成する対象経費は、第3に掲げる事業実施において、下記のとおりとする。ただし、その限度額は（1）、（2）をあわせて1校につき年間6万円以内とする。

（1）講師に対する報償費、旅費（報償費は1時間あたり1万円以内とする）

（2）農業生産現場への視察授業に係る旅費

## 第5（事業申請）

農業関連高等学校長等（以下「申請者」という）は、申請書（様式1号）並びに対象事業に係る実施計画書（学校所定の授業実施計画でも可）を添えて公社理事長あて申請を行うものとする。

なお、申請は対象事業実施毎に事前に申請するものとする。

## 第6（事業承認及び助成金の交付）

公社は、申請書を受理し承認した場合、速やかにその旨を申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

## 第7（実績報告）

申請者は、事業完了後、実績書を添えて速やかに公社理事長あて報告書（様式2号）を提出するものとする。

## 附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年3月30日より適用する。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。